

第 4 8 号 県産果実又は野菜を使用した菓子類 の認証基準

平成 2 3 年 3 月 1 5 日 制定

第 1 適用の範囲

この基準は、山梨県内で生産された果実又は野菜を主原料とし、県内で製造される菓子類に適用する。

第 2 定 義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
菓子	山梨県内で生産された果実又は野菜と、小麦粉、米粉、マーガリン、糖類、食用油脂、食塩、寒天を主原料とし、必要により卵製品、乳製品等の原材料を配合し、または、添加した物を混合、成形、加熱処理を行い、製造したもの。

第 3 品質及び品質表示

1 菓子の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	原 材 料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 果実又は野菜 山梨県内で生産されたものであること。 2 小麦粉、米粉、マーガリン、糖類、食用油脂、食塩、寒天 3 卵製品、乳製品等の原材料 4 調味料（醤油、砂糖、みりん等） 5 香辛料 なお、果実又は野菜が原材料に占める重量の割合が最も多く、かつ、当該割合が 5 0 % 以上であること。
	食 品 添 加 物	膨張剤、乳化剤以外の食品添加物は使用しないこと。調味料由来のもの以外のもを使用していないこと。
	性 状	1 固有の香味が良好であり、硬軟及び食味が良好であること。 2 外観及び色沢が良好であること。
	異 物	混入していないこと。
	容 器 又 は 包 装 の 状 態	清潔で、防湿性及び十分な強度を有する資材を用いて包装されていること。
表 示	一 括 表 示 事 項 表 示 の 方 法 表 示 禁 止 事 項	加工食品品質表示基準（平成 1 2 年 3 月 3 1 日農林水産省告示第 5 1 3 号）に基づき、容器又は包装の見やすい場所に表示されていること。
	特 別 表 示 事 項 及 び そ の 表 示 方 法	1 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「菓子類」と表示することができる。 2 製品には「山梨県産果実・野菜使用」等と表示することができる。

第4 製造施設等

製造施設、製造機械及び保管施設は、食品衛生法に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

- 1 製造に当たっては、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意し、適切な管理をおこなうこと。
- 2 食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のために適合審査は、山梨県農産物等認証要綱に基づきおこなうものとする。